

笠間市議会予算決算委員会総務企画分科会記録

令和7年12月2日 午前10時17分開会

出席委員

委員長	川村和夫君
副委員長	河原井信之君
委員	坂本奈央子君
〃	内桶克之君
〃	田村幸子君
〃	西山猛君
〃	大関久義君

欠席委員

なし

出席説明員

消防長	谷口哲也君
市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
予防課長	菊地光穂君
予防課長補佐	園部喜夫君
予防課主査	成田雄一君
消防総務課長	原田正美君
消防総務課長補佐	来栖孝滋君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	平沢崇君
警防課長補佐	近藤智広君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	塩田拓生君
人事課G長	川井章裕君
秘書課長	川又英生君

秘書課長補佐	鈴木俊明君
秘書課G長	須藤弘君
秘書課G長	橋本真理子君
市民課長	松本光枝君
市民課長補佐	立原好雄君
市民課G長	佐山明君
市民課G長	海老澤房江君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
企画政策課G長	小室正君
企画政策課G長	大平慎吾君
企業誘致・移住推進課長	滝田憲二君
企業立地推進室長	佐藤隆君
企業誘致・移住推進課長補佐	山口美德君
デジタル戦略課長	稲田和幸君
情報政策調整官	長谷川尚一君
デジタル戦略課長補佐	中澤信二君
総務課長	甘利浩行君
総務課長補佐	木村幸広君
総務課G長	池田文徳君
総務課G長	千葉裕子君
財政課長	本岡亜紀君
財政課長補佐	橋本貴文君
契約検査室長	小谷淳一君
資産経営課長	小貫彰君
資産経営課長補佐	横須賀忍君
資産経営課G長	瀧本新一君
資産経営課G長	船橋匡君
税務課長	山崎由美子君
税務課長補佐	平沢知之君
税務課G長	遠藤仁君
収税課長	打越英樹君
収税課長補佐	豊田信雄君
収税課G長	友部直通君
収税課G長	内桶隆博君

危機管理課長	谷田部 仁 史 君
危機管理課長補佐	菅 谷 清 二 君
危機管理課 G 長	小 林 雄 一 君
危機管理課 G 長	橋 本 太 郎 君
資源循環課長	成 田 崇 君
資源循環課長補佐	友 部 光 治 君
資源循環推進室長	安 齋 岳 美 君
環境センター所長	柏 崎 泉 君
資源循環課 G 長	川 末 洋 行 君
資源循環課 G 長	水 越 禎 成 君
環境政策課長	大 内 光 広 君
環境政策課長補佐	持 丸 博 之 君
脱炭素推進室長	藤 枝 諭 君
環境政策課 G 長	友 部 賢 一 君
議会事務局次長	石 井 謙 君
議会事務局次長補佐	鶴 田 貴 子 君
議会事務局主査	上 馬 健 介 君

出席議会事務局職員

議会事務局次長	石 井 謙
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
主 査	上 馬 健 介

議 事 日 程

令和 7 年 1 2 月 2 日（火曜日）

午前 1 0 時 1 7 分開会

- 1 開会
- 2 案件

（1）付託案件の審査

- ・議案第98号 令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）
-

午前 1 0 時 1 7 分開会

○川村委員長 分科会の審査では質疑のみで討論、採決は行いませんが、委員長報告を作成するため、最後に自由討議の時間を設けてあります。

次に、予算決算委員会総務企画分科会委員各位並びに執行部の皆様には御出席を賜り、

ありがとうございます。

○川村委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会総務企画分科会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より石井次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

○川村委員長 これより議事に入ります。

今期定例会において予算決算委員会総務企画分科会に付託になりました議案審査であります、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査をいたします。

審査は、審査日程表により行います。

初めに、消防本部消防総務課並びに警防課所管分について、提案者の説明を求めます。消防総務課長原田正美君。

○原田消防総務課長 消防本部次長兼消防総務課長の原田でございます。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）につきまして、消防本部消防総務課及び警防課分を合わせて歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明いたします。

歳出でございます。

32ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、3節職員手当等及び4節共済費は人事課所管となり、消防分といたしまして10節需用費274万円から御説明いたします。こちらは、令和8年度消防職員新規採用職員の制服や活動服等及び貸与品など、採用予定者7名分の消耗品購入経費274万円でございます。

また、その下、17節備品購入費171万4,000円は、先ほどの需用費と同様に、新規採用職員の消火活動時などに着用する防火衣一式の備品購入費でございます。

続きまして、2目非常備消防費、10節需用費85万8,000円でございますが、令和8年4月より、平日昼間の火災や大規模災害時などにおいて後方支援的役割を目的とした消防団OBによる機能別消防団員制度を導入するため、必要な被服、装備等を整備するものでございます。

33ページを御覧ください。

3目消防施設費、14節工事請負費128万円でございますが、内訳が2件ございます。まず、消防本部庁舎における井戸ポンプが故障し、庁舎内の散水栓の使用ができなくなっているため、修繕をするための59万8,000円でございます。同じく、もう1件でございますが、友部消防署のホース乾燥用ウインチ及びワイヤの腐食が進んでおり、これ以上の使用

は危険と判断、安全確保のため、ウインチ及びワイヤの交換工事を行う費用68万2,000円でございます。

続きまして、17節備品購入費408万5,000円の減額でございますが、こちらも内訳が2件ございます。まず、1件目、消防団施設管理費として、第16分団詰所浄化槽ブローが故障したことに伴う交換費用6万5,000円の支出でございます。そして、もう1件は、警防課分でございます。公共施設AED更新事業費が確定したことによる減額補正415万円でございます。よって、合計408万5,000円の減額でございます。

なお、4目災害対策費は、市危機管理課所管でございます。

以上で消防本部消防総務課及び警防課分を合わせた補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時31分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室人事課所管分について、提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 それでは、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の人事課所管分について御説明いたします。

補正予算書20ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入1,800万1,000円の増のうち、人事課所管分は1行目の被災市町村職員派遣負担金712万1,000円でございます。能登半島地震の被災地支援といたしまして、復旧復興事業等に従事するため、本年8月から令和8年3月まで派遣となっている職員の人件費相当分を派遣先の能登町より受け入れるものでございます。

続いて、歳出でございます。

22ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費89万5,000円の増のうち、人事課所管分は普通旅費の39万9,000円の増でございます。内容は、職員研修及び歳入で御説明いたしました能登町への災害派遣に係る旅費でございます。

続きまして、12節委託料218万6,000円の増のうち、人事課所管分は上から1行目の職員健康診断委託料50万円及び2行目のメンタルヘルス委託料25万円の増で、いずれも利用実績に基づく支出見込額の増でございます。また、委託料の一番下の人事給与システム改修業務委託料132万円の増は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、新たに創設されます子ども・子育て支援納付金を徴収するためのシステム改修費でございます。

以上で人事課所管分の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いたします。

坂本委員。

○坂本奈央子委員 22ページの旅費の普通旅費のところ、御説明では研修の派遣の旅費ということだったのですが、これは補正を組むためにどれぐらいの人数の研修の対象だったのか、費用なのか、お伺いします。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 年度末までに見込んだ中で、約10名ぐらいの補正予算を組むような人数で積算してございます。主に、東京方面に研修に行くような内容になってございます。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 これは、庁内で研修に行かれる方全体の10名ぐらいの部分を見込んでいるということなのですか。人事課とかだけではなくてということですか。分かりました。

では、トータルとしてどのぐらいの年間で、今年度になるのですか、職員が研修に行かれたか、お伺いします。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 このような出張を伴います各課の研修といたしましては、20名前後ということで把握してございます。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 そうですね。定期的に年次を対象にした職員向けの研修等は実施されていると思うのですが、これからも、例えば職員の方からこのような新しい取組を見てみたいとか、勉強したいというような声があった場合には、ぜひ予算を補正でもいので取って、研修の機会を多くの方に与えていただけるようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○川村委員長 ほかにございませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 20ページの被災市町村の職員派遣負担金712万1,000円という形なのですが、これちょっと認識的には、その被災の市町村にその手伝いに行った場合はこういう形で負担金をもらうことが通常なのか。それとも、こちらで旅費の支給でやって、あちらで宿泊を負担するとか、やり方がいろいろあるのかなと思うのですけれども。通常こういう形で、負担金をもらった形で被災市町村に入っているのですかという、ちょっと確認をしたいのですが。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 まず、国のほうから被災地であります能登町のほうに災害に関わる交付金的なものが入りますので、その中で賄っていただいて、うちのほうに派遣して出している職員の分についても、そこで負担していただいているというような流れというふうに認識しております。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 そうやって国から来た原資を市町村が被災して手伝ってくれたところに負担金で払うというのは、通常のやり方なのですかね。今までも、林野火災もそうだし、3.11のときも行ってますが、同じような形なのですかね。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 基本的には同じような流れということで認識しております。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、秘書課所管分について、提案者の説明を求めます。

秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の秘書課所管分について御説明いたします。

初めに、8ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正について御説明いたします。

令和8年度当初から業務を行うため、今年度中に契約事務を進める必要があることから債務負担行為として設定するものでございます。

秘書課所管分につきましては、まず初めに上から2段目の台湾交流事務所運営委託でございますが、台湾交流事務所の運営、管理などに関して業務委託をするもので、限度額を

2,468万4,000円としまして、1年間の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、7段目の広報かさま印刷・発送業務委託についてでございますが、広報かさまの印刷・発送業務を委託するもので、限度額を1,380万円とし、1年間の債務負担を設定するものでございます。

以上が秘書課所管分の補正内容の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 台湾交流事務所運営委託というのは、事務所費と、それから人件費というものも全部含めてこの中に入るのですか。

○川村委員長 秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 主なものとして、事務所の賃貸料とか、あとは現地スタッフの人件費もろもろを含んだ委託料となっております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 入るんですね。

そうすると、人件費は何名ですか。

○川村委員長 秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 現地スタッフ2名分の人件費を含んでおります。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民課所管分について、提案者の説明を求めます。

市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民課所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

17ページをお開き願います。

中段になります。15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金でございます。

2 節戸籍住民基本台帳費委託金131万4,000円の中長期在留者住居地届出等事務委託金は、外国人の住居届に係る事務委託金の交付額決定に伴う増額でございます。詳細につきましては、歳出の関連がございますので、後ほど歳出において御説明させていただきます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

最下段になります。2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費でございます。

17 節備品購入費67万8,000円の増額は、先ほど歳入で御説明させていただきました中長期在留者住居地届出等の事務で使用いたします住居地等記録端末を市町村で調達するため、購入費用を補正するものでございます。補助率は10分の10でございます。こちらは、入管法等の一部改正により、市区町村において在留カード等に内蔵されている I Cチップに住居地を記録するため、当該事務を行う本所及び両支所に専用端末を設置するものでございます。

なお、歳入の委託金は、専用端末の備品購入費と事務従事者の人件費を含め一括で交付されるため、人件費分が歳入増となります。

以上で市民課所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部企画政策課所管分について、提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課森です。よろしく願いいたします。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の企画政策課所管分の主な予算について御説明をいたします。

議案の18ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

中段の16款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、4 節統計調査費委託金132万7,000円につきましては、国勢調査の事務に係る交付金確定に伴う補正でございます。

歳出については、主に人件費に充てるものでございます。

続いて、20ページをお開きください。

中段の21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入のうち、2段目の一時負担金返還金600万円は、公共ライドシェア実証実験事業に係る事業費としまして、一時的に600万円を市が負担し、補助事業完了後に返還するための歳入でございます。内容については、歳出において御説明をいたします。

続きまして、23ページをお開きください。

歳出でございます。

上から2段目、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、18節負担金補助及び交付金600万円につきましては、常陽銀行との共同事業で実施します公共ライドシェア実証実験事業におきまして、市と常陽銀行で構成する地域交通課題解消検討協議会を設置し、事業を実施いたしますが、国庫補助金が協議会に入金されるまでの一時負担金としまして支出するものでございます。補助金が入り次第、市に返還するため、歳入と歳出を組むというものでございます。

以上が企画政策課所管分の説明となります。よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 国勢調査の人件費132万7,000円なのですから、これは今、何名ぐらいの対象で、調査の依頼をしてくださっているのですか。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 何名ということですが、調査の対象につきましては市内全世帯になります。で、そこに関わる調査員につきましては328名、指導員が40名で調査を実施しているものでございます。

そして、今回すみません、歳出で組みます人件費の補正につきましては、職員の時間外の費用でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 今までは、調査を全部、調査員がもう1回来て、訪ねてきて回収をしているのですけれども、ネットで返答したりしている部分があると思うのですけれども、その割合というのはどのぐらいの割合になっておりますか、今回は。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 現在ネットは、まだすみません、速報値という部分なのですが、現在のところで、ネットの回答率が38.7%。これが前回、令和2年度になりますけれども、このときが31%ぐらいですので、若干ネットの伸びはございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 調査員にとっては、何回も行かなくちゃなんない労苦があると思うのですよ。1回で済めば、全部いいと思うのですけれども。だから、そのネットでの、いわゆる回答をするというものに、もう少し力を入れていかなければならないのかなという気はするんです。

要は、調査員の負担というのが結構ありまして、聞くと、なかなか頼まれるんだと、もう辞めたいんだという人の声が大分多いんですよ。だから、調査する側も依頼する側も、両方で大変なものだと思うので、その辺の周知みたいなものを、5年に1回ということではなくて、こういうふうのときにはお願いしますというものを事前にもう少しやっていけばいいのかなと思うのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 事務局としましても、今回の調査でネットの回答を促進するというところは考えとしてございました。ですので、調査員の説明会等におきましても、極力ネットでの回答を促進するような、依頼するような形での説明をしたところです。

調査員がまた行かなければならないということに関しましては、ネット、それから郵送という方法もございますので、そちらを促進するような形で各家庭に説明をしていただきながら、配布をお願いしたところでございます。

○大関久義委員 よろしく申し上げます。

○川村委員長 ほかにございませんか。

河原井副委員長。

○河原井信之委員 ライドシェアの実証実験なのですけれども、この実証実験をした後に、実際にライドシェアをやっているところなののでしょうか。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 今回の実証実験の中では、小中高校生のニーズであったり、若い人の送迎の部分というところをどう補完するかということが、ちょっと意図としてございます。ですので、そういったニーズ調査も含めた中での実証実験でございます。

今回、実証実験を行った中で、全体としてそのニーズの把握であったり、今後またさらにもうちょっと踏み込んだ実証実験をすべきかどうか、導入すべきかどうかというところは、今回の検証を踏まえて、さらに検討してまいりたいと考えております。

○河原井信之委員 分かりました。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業誘致・移住推進課所管分について、提案者の説明を求めます。

企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 企業誘致・移住推進課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、企業誘致・移住推進課について御説明いたします。

歳入になります。

19ページをお開き願います。

18款寄附金、1項寄附金、8目土木費寄附金、補正額200万円は、地方創生応援税制寄附金として企業から受けるもので、現在、下市毛地内の芸術の村で行っております空家サブリース事業に充当するものでございます。

企業誘致・移住推進課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 寄附者の詳細を教えてください。

○川村委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 寄附者につきましては、寄附者側の意向によりまして、企業名の非公表という形で寄附を受けてございますので、説明は県外の企業というところまででさせて、県外の企業というところでとどめておきたいと思っております。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 笠間市の場合は今までの経緯を見ても、例えば引き合いに出しますと、大縄林業が大きな火災を起こしました。そのときに、起こした当事者から多額の寄附を市が受けた。でも、本来は所管すべき行政側が火災の事務処理もしてない中で、寄附を頂くというのがどうも解せないというか、疑惑が持たれるのではないかなと思っていたんですよ。

これも、県外で匿名だということなのでしょうけれども、笠間市に関わる事業とかそういうことに何か関わるということになると、何か寄附の意味もまた別のものなのかな、そのようにちょっと思ったので、寄附者は企業名が言えないにしても、どんな感じの方なのかな、企業なのかなというのは知りたかったんですよ。

要するに、例えば認可を金で買うみたいな、そういうふうに取り立てられるのではない

かなというのも懸念したのです。そういうことが当たり前のようになってくると、いろいろな市外、県外、場合によっては国外からの笠間市を舞台にいろいろな事業者が関わってくるなんていう。寄附を求められれば、それに応じて、それに対して事業が進捗が進みやすいみたいな、そんなことで取られてしまっただけは困るなと思って、質問しました。答弁はないでしょうから、結構です。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時00分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、デジタル戦略課所管分について、提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 デジタル戦略課の稲田です。よろしくお願いいたします。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）につきまして、デジタル戦略課所管の予算を御説明いたします。

初めに、20ページをお開きください。

歳入になります。

中段の21款諸収入、4項雑入、5目雑入、補正額1,800万1,000円のうち、説明項目の上から三つ目です。光ケーブル損害賠償金243万9,000円ですが、10月11日土曜日に押辺地内でクレーン車が市所有の光ケーブルを断線したことによる、原因者からの損害賠償金の収入になります。

続きまして、23ページをお開きください。

歳出になります。

上段の表の2款総務費、1項総務管理費、10目電算管理費988万7,000円の増ですが、電算業務委託料194万7,000円は、現在使用していますメールサーバーの保守が令和8年6月末に満了することから、更新に係る費用を計上するものでございます。また、伝送路保守委託料794万円は、市所有の光ケーブルを電柱の移転に伴う架け替えに係る費用となりますが、道路の拡幅や電柱の劣化などによる移転が増加したことから、計上するものでございます。

続きまして、7ページにお戻りいただきまして、第2表、繰越明許費補正になります。

1段目のメールサーバ構築事業ですが、歳出で御説明いたしましたメールサーバーの更新になります。6月末までに構築を完了し、7月から運用を開始するため、構築期間を確

保する必要があることから、繰越しを行うものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正になります。

上から5段目の課税通知書等作成業務委託、期間は令和8年度、限度額が4,312万円です。こちらは、令和8年4月から納付期限となる固定資産税や介護保険料などの課税業務や通知等を滞りなく執行できるようにするため、令和7年度中に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時12分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部総務課所管分について、提案者の説明を求めます。

総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 総務課の甘利です。よろしくお願いいたします。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務課所管分の主なものについて御説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正について御説明いたします。

表の2番目、2款総務費、4項選挙費、市長選挙費1,080万6,000円でございますが、昨日行われました選挙管理委員会において、来年4月の市長の任期満了に伴う笠間市長選挙の投開票日の日程を令和8年4月12日とすることに決定したことから、選挙の執行に係る本年度の予算のうち、今年度中に必要となる費用を除いた額を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正について御説明いたします。

まず、上から4段目の区長文書配送業務委託で、期間は令和8年度1年間、限度額が160万円になります。笠間地区における区長文書の配送及び準備業務を年度当初から行う必要があることから債務負担行為を設定し、本年度内に契約行為を行うためのものでござ

います。

次に、その二つ下、地域交流センター笠間地区運營業務委託でございますが、期間は令和8年度1年間、限度額は639万9,000円になります。笠間地区の地域交流センターの運営委託業務を年度当初から行う必要があることから債務負担行為を設定し、本年度内に契約行為を行うためのものがございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書22ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費の消耗品費104万6,000円につきましては、庁内で使用するコピー用紙や文具などの事務用品の不足分の費用を見込んだものがございます。

次に、12節委託料218万6,000円のうち、総務課分につきましては、区長文書配送人材派遣業務委託料11万6,000円で、内容としましては、区長文書の配送準備業務に関わる、携わる人員の賃金について、茨城県の最低賃金の見直しにより単価が引き上げられたことに伴い、委託料の不足分の補正を行うものがございます。

次に、ページ最下段、2目文書広報費、11節役務費の通信運搬費559万4,000円の増額につきましては、昨年10月の郵便料金の改定等の理由により、郵便料金の不足分の費用を補正するものがございます。

最後に、23ページをお開きください。

ページ中段の13目市民活動費、12節委託料99万円の増額につきましては、結婚支援業務委託料として、結婚を希望する方の出会いの場の創出のため、市内での交流イベント、こちら2回程度を開催するための費用となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 一番最後の交流の場は、具体的にどんな場所と内容。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 こちらにつきましては、市内の結婚促進ということで、来年2月、3月を予定しておりまして、市内のカフェを中心に、カフェなんかでそういった交流イベントを実施したいというふうに考えておりまして、そのための予算を計上させていただいております。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 具体的な場所と内容。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

ております。こちらとしても、なるべくそういったタブレットで使って、コピーを必要最小限にさせていただきたいとか。そうですね、コピー用紙だけではなくて、消耗品費についてはなるべく再利用できるものは取り組んでいたりとか、コピー用紙を購入するのも年度当初に一括で購入するとか、そういった削減の取組を進めていまして、費用につきましては年々減っているところでございます。

それに伴って、コピー用紙の購入費用なんかも減ってはいるのですけれども、全体としては、費用としては減っているのですけれども、当初予算から見まして当初予算が前年ベースで推移してますもので、その増額分について今回補正させていただくような形になっております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 要は、コピー用紙がなかったら仕事にならないというのは、いろいろ多岐にわたってあります。年度当初の予算の取り方という部分もそこにはあるのかなと思うのですけれども。補正で、今の時期の補正で104万6,000円というのは、コピー用紙代としての回答、先ほどの回答から、説明からいうとあり過ぎるのかなという気はしたもので、その辺のところをお伺いしたかったので、確認をさせていただきました。

それと、役務費で通信運搬費ということで、これは郵便料金の値上げというようなことなのですけれども、これは文書の発送というのは今、主立ったものは税関係なのですか、それとも諸通知なのですか、どちらが多いのですか。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 様々なものでございます。

今、決定処分通知につきましては、公印を押さなくちゃいけないというルールがございますので、そういったものはどうしても紙に頼る必要があるのですけれども、それ以外の連絡文書、そういったものにつきましてはメール、あとSNS、そういったものを積極的に利用して、発送件数自体もなるべく減らすような形にはしているのですけれども、どうしても大量に通知する際に紙を使ったりとか、あと先ほど言いました処分通知のときに紙を使ったりというようなことがありますので、そこにつきましても今後なるべくこういった郵送料、紙での発送を減らすような取組というのを今現在進めているところでございます。

○大関久義委員 よろしくお願ひします。

以上です。

○川村委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村幸子委員 すみません、先ほど西山委員のほうから御質問があった、すみません、結婚支援のことなのですけれども、これ業務委託料となっておりますが、以前も笠間市では行っていたことがあると思っておりますけれども、そのときは市民活動課がやっていたかと思

うのですが、これは総務課が行う事業なのですか、業務委託をしちゃうのですか。すみません、そこを教えてください。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 総務課の市民活動グループのほうで企画はするのですけれども、細かい内容につきましては委託という形で業者をお願いしまして、ただ全部を任せるわけではなくて、業者と打合せとか協議を図りながら、なるべく市に合ったような形。あと、西山委員からもあったように、なるべく仕切りがないような形で、参加者の方が参加しやすい雰囲気とか、そういったのも考慮した形で進めていければというふうに考えております。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 この業務、委託先はもう決まってるのですか。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 まだ予算がまだ確定しておりませんので、まだ委託先については具体的には決定はしておりません。

○田村幸子委員 分かりました。ありがとうございます。

○川村委員長 ほかにございませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 8ページの債務負担行為で、笠間地区の委託という形で160万円というのでやっているのですけれども、これは友部と岩間地区は直接やっているということでしょうか。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 友部、岩間地区につきましては、シルバー人材センターをお願いしているところでございます。

ただ、シルバー人材センターだと、笠間地区、特に地域が広いもので全部をカバーし切れないというところがございます、友部、岩間地区につきましてはシルバー人材センターをお願いしております、笠間地区は別で、委託のほうを別の業者をお願いしているという状況になっております。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 シルバーに委託して、笠間ではシルバーでは駄目だということで、違う民間の配送業者に委託しているということでしょうか。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 配送業者といいますか、民間の事業者のほうに委託しているという形になっております。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 22ページで、今回、区長文書配送人材派遣業務委託料というのがあるのですが、これはシルバーへの補正ということでしょうか。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 そうですね、派遣人材派遣業務11万6,000円につきましては、先ほど言いましたように、シルバー人材センターのほうでこの分の賃金単価の見直しに伴いまして、補正する形になっております。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課所管分について、提案者の説明を求めます。

財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 財政課本図でございます。よろしくお願いいたします。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、財政課所管分につきまして御説明申し上げます。

予算書12ページを御覧ください。

第4表、地方債補正でございます。

まず、1、追加といたしまして、デジタル活用推進事業債（小学校）につきましては、起債の目的を明確にするため、総務債から教育債に変更いたしました。

次の単独災害復旧事業債につきましては、前回の補正予算において計上いたしております台風15号の復旧費の財源とするためのものがございます。

次に、13ページを御覧ください。

2、変更といたしまして、デジタル活用推進事業債は、目的等を明確にするため、総務債から教育債に分割させたものがございます。

次の市道整備事業債（狭あい道路整備等促進事業）をはじめ6件につきましては、今回歳出予算に計上する当該事業の補正などによりまして、起債限度額を補正するものがございます。

次に、歳入でございます。

19ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,583万6,000円の増額は、本補正予算の財源調整といたしまして基金からの繰入金を補正するものがございます。

次に、20ページを御覧ください。

22款市債でございます。先ほど、第4表、地方債補正で説明させていただいたものにな

ります。

続きまして、歳出でございます。

36ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金51万6,000円の減額、次の37ページ、2目利子97万8,000円の増額につきましては、元利償還金の額の確定見込みによるものであります。

12款諸支出金、1項公営企業費、3目下水道事業支出金1,342万4,000円の増額につきましては、18節負担金補助及び交付金に、地方公営企業職員に対する基礎年金拠出金に係る経費補助など1,338万3,000円を増額するものであります。

説明は以上でございます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資産経営課所管分について、提案者の説明を求めます。

資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 資産経営課の小貫です。よろしく申し上げます。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、資産経営課所管分につきまして、主なものを御説明いたします。

歳入でございます。

予算書18ページを御覧ください。

一番下の段でございます。17款財産収入、2項財産売払収入、1目1節不動産売払収入の補正額229万7,000円は、市道の一部を売却したことによる収入でございます。

次に、20ページを御覧ください。

1段目になります。19款繰入金、2項基金繰入金、15目1節公共建築物長寿命化等対応基金繰入金の補正額56万1,000円は、岩間工業団地内第一公園の中にあるあずまやの撤去費用でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。

予算書23ページを御覧ください。

1 段目になります。2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、10 節需用費の補正額227万円は、消防設備、エレベーターの修繕費用でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 この不動産売却収入なのですけれども、これは従来どおり、適切な買受人かどうかというようなことも調べて売り払う、要するに条件とかそういうのも含めて、位置関係とかそういうこと、要するに権利関係も含めてという形のことですか。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 こちらにつきましては、道路の払下げということでございまして、当然その道路が使われるものなのか、それとも公図上だけ残っていて使わないものなのかというのを、まず隣接の担当課のほうで隣接の確認を取りまして同意を得まして、同意が得られれば、もう市道としての機能を果たさないということで、申請者により払下げを行うというものでございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 従来どおりと今、質問しましたが、申請をしなければ、申請を受けなければ、この作業が進まないということですよ。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 そのとおりでございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 市内には、公有地、もちろん道路も含めてなのですが、結構あると思うんですね。それを、こういう形で収入になっていくのかも含めてなのですが、先頃、今回でしたか、倒木による事故がありましたね。あれは道路なのですよ、多分使えないような道路なのかな。だから、そういうことも含めて、逆にこちらから地域、要するに係る、道路に隣接するとか、使用すべき関係者とかそういうところとの協議を経て、やっぱりどんどん整理をしていく時期に来ているのではないのかなと思うのです。

要するに、空き家と一緒に考え方、何かそんなふうな時期に来てるのではないのかな、何かそういうものを調査するプロジェクトを組んでもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 まずは、現状、その段階にいてございませませんが、委員おっしゃるとおり、そのような、必要ない、何て言うのですか、道路として機能を果たさないところはこれから増えていくと想定されますので、そういうことを今後、担当課等含めて考えて

いかなければならないのかとは思いますが。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 おっしゃるとおりで、道路もそうです。水路もそうだし、例えば道路の上に家が建ってるとかそういうところもあるようなので、この際そういう、例の事故を引き合いにして、そういう倒木の事故を引き合いにして調査をしていただきたいなど思っている次第でありますので、よろしくをお願いします。答弁は結構です。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、税務課所管分について、提案者の説明を求めます。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 税務課の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の税務課所管分について御説明いたします。

補正予算書16ページを御覧ください。

歳入でございます。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人分、1 節現年課税分に1億2,000万円の増でございます。給与所得金額の伸びなどにより、個人市民税所得割を増額するものでございます。当初予算策定時においては、賃金上昇に伴う給与所得金額の増分として1%、約3,000万円の増を見込んでおりましたが、結果としては4.4%、約1億5,000万円の増でございましたため、今回補正をさせていただきたいということでございます。

以上で議案第98号、税務課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 1億2,000万円の伸び、先ほど4.4%ですが、どういう形で、これは形状というか、分かるものなのですか、その所得の伸びというところと言うと。当初予算で1%、今回4.4%ということで、その状況は、所得が実際に伸びている状況を把握できる

状況にあるということなのですね。

○川村委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 毎年継続しまして、課税状況調査という国の調査に回答をしております。そちらによりますと、給与所得が非常な伸びを見せておりました。その他についてはほぼ横ばいでありましたけれども、給与所得の伸びは非常な伸び、もちろん控除もありますので、所得がそのまま税額に反映するというものではありませんけれども、今回については給与所得の伸びが我々の見込みを上回るものであったという結果でございます。

○内桶克之委員 分かりました。

○川村委員長 ほかに。

河原井副委員長。

○河原井信之委員 かなり、こう所得の伸びがあったということですが、所得の伸びの中でパート、パート従業員だとか正社員とか、そういった部分ではどこが伸びたというのの分かりますか。

○川村委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 人数的には低所得者の方も伸び、高所得者の方も伸び、大体同じぐらいの割合で伸びておりますけれども、金額的なところを言いますと、所得が300万円を超える方、収入ベースで言いますと約450万円を超える方の、そこから1,000万円まで、そこまでの間に関して給与所得額の伸びが非常に大きくございました。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、収税課所管分について、提案者の説明を求めます。

収税課長打越英樹君。

○打越収税課長 収税課の打越です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、収税課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書8ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正でございます。

このうち、収税課所管分は、下から3段目の預貯金等照会システム使用（徴収）でございます。期間は令和8年度、限度額は105万8,000円でございます。内容としましては、滞

納整理に当たって、金融機関に対して行う預貯金調査につきまして、従来は紙の文書を郵送により行っていたものを、電子化する預貯金等照会システムを令和7年度に新たに導入したところでございますが、令和8年度につきましても4月1日から継続して使用するため、今年度中に契約手続を進めていることから、今回債務負担行為として設定するものでございます。

以上で収税課所管分の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 この預貯金の照会システムというのは、個人情報とかの面でいくと、金融機関との連携という形になって、これは直接見られるという形になるのですか。

○川村委員長 収税課長打越英樹君。

○打越収税課長 こちらのシステムの流れとしましては、比較しますと、前は紙の文書を郵送で照会文を送って、それが金融機関に届いてから金融機関の中で調査をして、それを回答文書として郵送で届いていたというものが、今はこのシステムではデータで滞納者の情報をシステムにアップロードすることで、それが金融機関に届きまして、金融機関の中でそれが電子情報の中で処理をされて、それがまたオンラインで返ってくるというような流れになります。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 今までそのたびしていたものをシステム化したというだけで、法的には問題ないことだということですね。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課所管分について、提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、危機管理課所管分について御説明をいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

23ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目市民活動費、18節負担金補助及び交付金に安心安全防犯緊急対策事業の額の確定に伴い、305万円を減額するものでございます。

次の19節扶助費40万円は、本会議に上程する犯罪被害者等支援条例制定に伴い、死亡した被害者遺族に30万円、重症病を負った本人に10万円の見舞金を見込み、補正するものでございます。

説明は以上です。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後 零時07分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部資源循環課所管分について、提案者の説明を求めます。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の資源循環課所管分の主なものについて、第3表、債務負担行為補正と事項別明細書により御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正でございます。

表の上から7段目でございます。大郷戸清掃センター跡地水質検査業務委託、限度額250万円でございますが、本業務は平成18年度に閉鎖いたしました大郷戸清掃センター跡地周辺の環境保全及び安全性を確保するため、敷地内及び周辺地下水等の水質検査を実施するものでございます。

続きまして、その下の段、環境センター公害分析測定及び水質等検査業務委託、限度額880万円でございますが、本業務は環境センター周辺環境の保全及び安全性を確保するため、ダイオキシン類など有害物質の排出濃度や周辺地下水の水質検査等について実施するものでございます。

さらに、その下の段でございます。諏訪クリーンパーク第1期水質等検査業務委託、限度額640万円でございますが、本業務は現在最終覆土工事を進めております第1期最終処

分場周辺環境の保全及び安全性を確保するため、施設場内及び周辺地下水等の水質検査について実施するものでございます。なお、本施設については、最終覆土を経て今後施設の廃止手続を進めてまいりますことから、廃止基準に基づく検査項目などについて今回の業務より追加して、実施するものでございます。

続いて、その下の段、諏訪クリーンパーク第2期水質等検査業務委託、限度額440万円でございますが、本業務はさきの第1期最終処分場と同様に、施設場内周辺地下水等の水質検査について維持管理基準に基づき、実施するものでございます。

以上これら四つの業務委託につきましては、令和8年4月の各種検査等の開始に向けまして契約事務を進めるなど年度内に準備いたしたく、今回債務負担行為を設定させていただくものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。

歳入でございます。

上から二つ目の表でございますが、13款分担金及び負担金、1項負担金、3目衛生費負担金、2節清掃費負担金55万4,000円の増は、笠間・水戸環境組合解散に伴う本市と水戸市で締結しております負担協定に基づくもので、後ほど御説明いたします諏訪クリーンパーク地域振興整備事業補助に係る経費に対し、水戸市より応分の負担をいただくものでございます。

続いて、19ページを御覧願います。

ページの下段でございます。19款繰入金、2項基金繰入金、10目福ちゃんの森公園管理運営基金繰入金、1節福ちゃんの森公園管理運営基金繰入金210万円の増は、同じく後ほど御説明いたします、福ちゃんの森公園の排水対策に係る経費について、基金により繰り入れ、充当するものでございます。

続きまして、27ページを御覧願います。

ページの下段でございます。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、10節需用費、光熱水費179万8,000円の増は、諏訪クリーンパーク第2期最終処分場浸出水の処理施設における光熱費について、当初予算に対し不足が見込まれることから、その所要額について確保いたしたく、計上させていただくものでございます。

続きまして、28ページでございます。

ページの最上段でございます。18節負担金補助及び交付金、諏訪クリーンパーク地域振興整備事業補助金203万円の増でございますが、現在、諏訪クリーンパーク第2期最終処分場の設置に伴います地域振興事業として補助を行っております、上町公民館の建て替え工事のうち、来年度に計画されておりますが、外構土留め工事について事業進捗から前倒して着手したいという地元の協議会からの要望があったところでございます。市といたしましては、当該要望にお答えいたしたく、本工事相当額について、今回補正計上させていただくものでございます。

続いて、4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費、18節負担金補助金及び交付金の茨城地方広域環境事務組合負担金780万4,000円の減でございますが、11月18日に開催されました令和7年第2回茨城地方広域環境事務組合定例会におきまして、同組合補正予算が承認されましたことを受け、同額を減額計上させていただくものでございます。

同じくその下、茨城県央環境衛生組合負担金892万6,000円の減は、11月22日に開催されました令和7年第2回茨城県央環境衛生組合議会定例会において、同組合補正予算が承認されましたことを受け、同様に同額計上させていただくものでございます。

続いて、その下の段でございます。4目エコフロンティアかさま対策費、14節工事請負費285万1,000円の増でございますが、福ちゃんの森公園駐車場のり面の土砂流出を防止するため、土留めの設置及び側溝敷設等の排水対策を講じるための改修に係る工事経費でございます。

さらに、その下の段でございます。17節備品購入費16万4,000円の増でございますが、これは公園樹木に対する殺虫剤等散布の際に使用する道具の購入に係る経費でございます。

資源循環課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

西山委員。

○西山 猛委員 福ちゃんの森の土留めというのは、福ちゃんの森の建設しました、そのときの土留めの、後のことをいってるのですか。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 こちらの土留めにつきましては、公園内というより、公園の手前の駐車場が横にあるのですけれども、駐車場を整備した際にL型擁壁で、下のほうだけちょっと押さえてあるのが今の現状でございますが、前回のちょっと大雨のときに、さらに最上段のほうからちょっとのり面が少し崩れまして土砂が流出した経緯がありまして、プラスして追加して、その土留め対策を打つというような、そういうことでございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 それって元の工事の、何ていうか、瑕疵ではないですか。にはならない。設計ミス、想定外の雨、何か理由があるの。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 今回の対策工事につきましては建設当時から流出していたものではなく、徐々に土砂の流出が雨が強いときなんかに見られるところでして、今年度特に、ちょっと申し訳ありません、日にちが把握しておりませんが、9月頃の相当量の降雨が降った際に少し大量に土砂が流出したということがございまして、新たに出た課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 だから、前回、要するに元の工事、元の工事には問題なかった。けれども、近年の異常気象でこういう事態になってしまった、だからこんな工事をしなくちゃいけないという見方というか、取り方でいいですか。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 そのとおりでございます。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時16分休憩

午後零時17分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境政策課所管分について、提案者の説明を求めます。

環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 環境政策課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、環境政策課所管分につきまして、事項別明細書により説明いたします。

初めに、歳入でございます。

19ページを御覧願います。

18款寄附金、1項寄附金、6目衛生費寄附金、補正額10万円につきましては、企業版ふるさと納税により、桜川市のやまと技研株式会社から市のデジタル田園都市国家構想創生総合戦略に定める脱炭素先進都市の形成に対しまして寄附の申出があったもので、再配達削減支援事業に活用することとし、受領するものでございます。

次に、歳出でございます。

27ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、補正額53万5,000円は、12節委託料といたしまして、軽量で柔軟性があるなどの特徴を有しております次世代型太陽光発電設備、ペロブスカイト太陽電池の先行導入に向け、環境省と経済産業省の連携事業でありますペロブスカイト太陽電池の社会実装モデル事業に応募するに当たりまして、導入予定の施設であります地域交流センター「Tomoa」において太陽光電池の設置検討に伴う屋根の耐荷重調査を実施するものでございます。

環境政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 Tomoaの太陽光の設置に関して、屋根の耐荷重の調査を行うという話なのですが、これは当初の設計で構造計算していると思うのですが、それの中の延長でよろしいですか。設計事務所のほうの依頼で、委託でよろしいですか。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 こちら、Tomoaの耐荷重に関しましては、設計上ゼロということで、物が載らない、今、設計になっております。積雪分だけを見込んでいるような状況でございます。

実際に、こちらの建物がどれだけ載せられるかというのは、実際に使ってる部材とか、そういったものを詳細に確認することで、それ以上少し耐荷重が、載る重量が見込まれるということで調査するものでございまして、当初、委員おっしゃるとおり、設計の段階で耐荷重は確認しておりますが、それが今ゼロという状態なものを、実際の部材とかを確認させていただいて再計算させていただくということになります。

以上でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 荷重ゼロということはないと思うんです。積雪の荷重は想定していると思うのですよ。だから、今の言う、積載に対する荷重の計算はゼロであるというのは、ちょっと私の感覚では違うと思うのです。設計事務所の中で全部構造計算しておるものは、この地域の積雪の荷重まで含めた中で構造計算をしていると思うのですよ。

であるとすれば、太陽光施設の太陽光発電施設のものが点の荷重なのか、それとも平均の荷重なのか、そういうものは設計事務所を通して見れば、もう、すぐ分かる話であろうと我々は思うのですけれども、今回の調査は何をどうするための調査で計上しているのか、その辺をもう少し詳しくお伺いいたします。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 委員おっしゃるとおり、積雪の荷重に関しては見込んでおります。で、それ以上に載せることができないという意味での荷重ゼロということで、お話をさせていただいたところでございます。

今回につきましては、薄型で軽量なものを、屋根の上、全面に貼りつけるのか、場所場所ごとにクラフトとかで設置、くっつけていくのかということと申しますと、屋根全体で載る重量を今、積雪分を見込んでいるプラスアルファでどれだけ見込めるかということを確認しない限り、幾ら軽量のものであっても今の状態では載せられないということで、今回応募しようとしている先行導入に向けての対応ができないということになりますので、

改めて部材とかを確認していただいた上で、屋根にペロブスカイトが設置することは可能かどうか、何キロか載る可能性があるのかというところを、改めて調査していただくものでございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 積雪荷重を見込んだもの以外の荷重が認められないという判断をしているということは、設計事務所、いわゆる設計の中ではそういう判断をしてるということだと思いますのですが、部材をどういう部材を使っているか云々を調査したとしても、現在の設計の中で、構造計算の中で積載、積雪の荷重以上は見込めないとすれば、構造自体を全部変えないとならないということにはならないのですか。それとも、部材に補強をすれば可能であるというようなことがあるのですか。

○川村委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 今計算し直していただこうとしているのは、設計で見込んでいた荷重というのは、あくまでも、やっぱり過大設計にならないように設計をしているというのが実情でございます。その中で、積雪を見込んでプラスアルファのものを載せることはできないとした上で、設計がされている建物でございます。ただ、使っている部材とか詳細に設計確認した場合に、その部材が持っている抑えられる力というのが完全にゼロというわけではありませんので、計算し直すことによって多少載せられる可能性が出てくるということで伺っております。

○川村委員長 暫時休憩。

午後零時26分休憩

午後零時37分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 説明がちょっと、申し訳ありません。

今回のペロブスカイトに応募するためには、まず今、構造計算が完全にペロブスカイトが載るか載らないかというところをきちんと精査する必要があるために、今回この業務委託をして、構造計算を再計算していただいた上で根拠資料を作成していただくための業務委託でございます。

○川村委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時38分休憩

午後零時 39 分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会事務局所管分について、提案者の説明を求めます。

議会事務局次長石井 謙君。

○石井議会事務局次長 議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、議会事務局所管分について御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為の補正でございます。

一番上の段、議会だより作成業務委託でございますが、期間は令和8年度、限度額400万円を設定するものでございます。例年、第1回定例会の内容を5月中に発行するためには、年度当初から速やかに業務を執行する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で当分科会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

ただいま審査をいただきました内容は、予算決算委員会後期全体会で報告することになります。

なお、報告書の作成に当たり、御意見をお伺いしたいと思いますが、ここで自由討議に入りますが、御意見ございますでしょうか。

○内桶克之委員 先ほどの太陽光のするためのモデル事業なのですが、やっぱり調査の段階で、既存の建物に調査をかけるということになると、やっぱり設計者がいるので、設計者に確認した上での調査という形になるので、そこをしっかりとやれば費用も抑えられるということもあるので、そこをしっかりとしてもらいたいという意見を出したいと思います。

以上です。

○川村委員長 ほかにございますでしょうか。

○西山 猛委員 最大の目的は何ですか、さっきの。太陽光の蓄電池と言ったけれども、避難所か何かという考え方なのかな。

○内桶克之委員 考え方的には、波のやつのモデル事業で、どこかに設置したい、モデル事業を。そのためにはどこがいいかというとき、Tomoaはこういう形になってるので最適ではないかと。そこで設置したものをTomoaの電気代に充てれば、費用負担が減

るということもあるので、それでモデル事業でやりたいということなのでしょうね。聞いてないから、分からないけれども。

○西山 猛委員 モデル事業なのだけれども、結局、国の補助金が出るでしょう。だから、補助金をチョイスした業者が、こういうことで笠間市の屋根貸してよ、うちのほうでこれ全部やるからということなんだと思うのですよ。だから、歯切れの悪い話で、説明もおかしくて、本当はだから、要するに鉛筆なめするかしないは別としても、全部仲間の業者が全部挙げて、補助金が通りやすくなってる。そこには当然、まちづくりだから国会議員も関わるかもしれないし、そういうことに俺は見えるけれども。だから、いじってるのではないかと。ここがいいでしょうと選択したのは市のほうで、ここだっていいわけだから本当は、別にそういうことであれば。

○内桶克之委員 今回、こういうところにつけられるというのが魅力なのですよ、こういう。T o m o a は、だって普通はつけられないから。それがつけられるからT o m o a を選んでということのモデル事業で、やってみたいということなのでしょうけれども。モデルも選んで、その理由はちょっとあれだけれども。

○坂本奈央子委員 それは、国がこういうところにも太陽光パネルをつけると言っているからということなの。

○西山 猛委員 モデルというのは、要するに企業の企業イメージアップというか、商品の実績みたいなもの。

○大関久義委員 公共でやっているというのは。

○西山 猛委員 公共でやるって一番大きいから、そういうことなのでしょう。

○内桶克之委員 モデル事業の目的を明確にしてもらいたいというのが。（「そうだよね」と呼ぶ者多数あり）

○坂本奈央子委員 脱炭素でそれをやるのか、それができることが重要なのかと。

○内桶克之委員 モデル事業は、目的だよな。目的が明確ではなかった。

○坂本奈央子委員 無駄になっちゃう。もし、モデル事業にならないんだったら、無駄になっちゃうのだったら、やらない方がいいよ。

○西山 猛委員 その企画は、愚弄してるよね。あの表現、あの程度の説明で。

○大関久義委員 やりました、あんまりよくなかったら撤去したら、今度は屋根がベロベロになっちゃってるようなということになったら大変だな。逆に言うよね。

○川村委員長 屋根は施工終わってから、穴空けるではないですか。雨漏りの元になるのですから。

○西山 猛委員 うちのコロニアルにもあれしたけれども、施工の段階で割れちゃったんですよ。それは人が乗るでしょう。そんなことを想定しなかったから、6人も7人もばたばた乗ってやるでしょう。コロニアルは弱いから、踏む場所によって割れちゃうのですよ。それを知らんぷりしてたんですよ。後で分かった、何だこれって。そういうこともあるん

ですよ。

それを企業にあれすると、企業の法務部みたいなものが出て、まるでこちらが恐喝してるみたいな言い方で。ありますよね。だから、モデルというのは非常に。お試しでしょう、要するに。モニターですよと言いながら、名前を使わせてくれ、笠間市と使うのと。

○田村幸子委員 説明が、やっぱり少ししてほしかったですよ。

○西山 猛君 だから、詰まるのでしょうか。こっちのビジョンみたいなことを言いながら、補助金もらうためには。それは我々の範疇ではないですと言えないでしょう。あたかも自分たちが補助金をもらうような言い方してるけれども、あれは違うと思うよ。業者がひもつきで来てるんですよ。本当に、そうだよ。そういうことですよ。

○川村委員長 報告書に盛り込むという、太陽光のモデル事業ですかね。もっと突っ込んでというか、ちゃんと具体的に、それも分かりやすく。あとは補助金ありきで物事を進めるといのはいかなものなのかなと、立ち止まらないとまずいなというのがありますね。太陽光の脱炭素は、と思うのですが。

○内桶克之委員 モデル事業だから。

○西山 猛委員 そうだよ、補助金ついてるからこうしようという、そこは。今、パネルダブってるからね。

○川村委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 それでは自由討議を終わりにします。

報告書の作成に関しては委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議がありませんので、そのように決定いたしました。

そのほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上をもちまして予算決算委員会総務企画分科会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後零時51分閉会